

平成22年度 第2回足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」次第

平成22年11月9日(火) 午後1時30分～
足立区役所 13階「会議室B」

- 1 特別部会委員への委嘱状交付
- 2 子ども支援専門部会長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 議事

<報告事項>

- (1) 日本脳炎に係る予防接種実施規則の一部改正に伴う対応について
保健予防課 (資料1)
- (2) 三種混合ワクチン(DPT)の予診票送付時期の変更について
保健予防課 (資料2)
- (3) 平成22年度の新型インフルエンザワクチン接種費用助成について
保健予防課 (資料3)
- (4) フッ化物洗口推進事業の実施について
健康づくり課 (資料4)
- (5) 足立区立認定こども園の設置について
子ども家庭課 (資料5)
- (6) 足立区緊急待機児童対策基金の設置について
子ども家庭課 (資料6)
- (7) 「子育てなびフェスタ」の実施について
子ども家庭課 (資料7)
- (8) 新たな子ども施策3ヵ年重点事業の策定について
子ども家庭課 (検討素材) 別添資料有
- (9) 区立上沼田保育園、区立第二上沼田保育園統合園の開設について
保育課 (資料8)
- (10) 今後の公立保育園の民営化について
子ども家庭部副参事(待機児童対策) (資料13) 席上配布
- (11) 新田地区における子育て支援策について
子ども家庭部副参事(待機児童対策) (資料9)
- (12) 認証保育所等の整備進捗状況について
子ども家庭部副参事(待機児童対策) (資料10)
- (13) 保育の実施基準表の一部改正について
子ども家庭部副参事(待機児童対策) (資料11)
- (14) 児童虐待防止推進月間事業について
こども家庭支援センター (資料12)

平成 22 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

平成 22 年 11 月 9 日

件 名	日本脳炎に係る予防接種実施規則の一部改正に伴う対応について
所 管 部 課	衛生部足立保健所保健予防課
内 容	日本脳炎ワクチン接種については、平成 17 年 5 月から平成 22 年 3 月 31 日までの間、積極的勧奨を差し控えていたが、平成 22 年 4 月より積極的勧奨が再開された（平成 22 年度は 3 歳児を対象）。さらに、8 月 27 日付で積極的勧奨差し控えにより接種を受けられなかった者に対して接種機会を確保する等のため、予防接種実施規則の一部が改正されたことに伴い、下記のとおり対応する。 - 平成 22 年 4 月の積極的勧奨再開 新たな製法による乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンによる第 1 期（初回 2 回、追加 1 回）のみ積極的勧奨再開 - 規則改正内容 - 勧奨差し控えにより接種を受けなかった者に対する接種機会の確保 第 1 期予防接種（2 回の初回接種及び 1 回の追加接種）について、受けられなかった回数分を定期接種として接種できる。（ただし、定期接種である法定年齢内での接種のため、第 1 期の 6 か月から 7 歳 6 か月未満及び第 2 期の 9 歳から 13 歳未満での接種となる。） - 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを第 2 期の定期接種に使用可能なワクチンとして位置付ける。 - 予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布・施行期日 公布・施行：8 月 27 日 - 区民への周知 ホームページ、あだち広報、接種医療機関へ通知、小学校の児童にちらし配布により周知。 - 接種方法 接種を希望する場合は、保健予防課保健予防係及び各保健総合センターの窓口で予診票の交付を受けて接種。（郵送申請可）

平成 22 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

平成 22 年 11 月 9 日

件 名	三種混合ワクチン（DPT）の予診票送付時期の変更について
所 管 部 課	衛生部足立保健所保健予防課
内 容	平成 22 年 7 月送付分より、三種混合ワクチン（DPT）の予診票送付時期を月齢 6 ヶ月から月齢 3 ヶ月に達する月へ前倒しした。 1 変更理由 (1) 大人による百日せき感染で、未罹患の乳児に感染するリスクが高まっている。 (2) 近隣区でも 3 ヶ月で予診票送付が多い。 2 対象者への送付物 対象者には予診票の外、接種医療機関名簿、三種混合予防接種のお知らせ、接種スケジュール表を同封 3 区民への周知 区のホームページ、あだち広報、ちらしを作成

平成 22 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 22 年 11 月 9 日

件 名	平成 22 年度の新型インフルエンザワクチン接種費用助成について																				
所 管 部 課	衛生部足立保健所保健予防課																				
内 容	1 インフルエンザワクチン接種事業の法的位置づけ 10 月から国を実施主体とする接種事業として接種開始し、改正予防接種法施行後は、区を実施主体とする新臨時接種として、同内容により接種を継続する。 新型インフルエンザによる重症化防止を図るため、接種費用の助成を行い、接種率の向上を目指す。なお、ワクチンは 3 価ワクチン（新型インフルエンザ、季節性インフルエンザ 2 種の混合ワクチン）を使用する。																				
	2 ワクチン接種費用助成事業																				
	(1) 新臨時接種（新型インフルエンザワクチン）公費負担事業																				
	ア. 対象者 予め助成対象者を定め、契約医療機関において自己負担金で接種する。																				
	助成対象者 ・ 1 歳～18 歳 ・ 妊婦 ・ 生活保護受給者等																				
	イ. 接種費用・接種助成額・自己負担金 東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会（三者協）で決定し、23 区相互乗り入れて実施。																				
	<table><tr><th>接種回数</th><th>接種費用</th><th>接種助成額</th><th>自己負担金</th></tr><tr><td>1 回目</td><td>3,600</td><td>2,100</td><td>1,500</td></tr><tr><td>2 回目：医療機関が同じとき</td><td>2,550</td><td>1,050</td><td>1,500</td></tr><tr><td>2 回目：医療機関が違うとき</td><td>3,600</td><td>2,100</td><td>1,500</td></tr><tr><td>予診のみ</td><td>1,790</td><td>890</td><td>900</td></tr></table>	接種回数	接種費用	接種助成額	自己負担金	1 回目	3,600	2,100	1,500	2 回目：医療機関が同じとき	2,550	1,050	1,500	2 回目：医療機関が違うとき	3,600	2,100	1,500	予診のみ	1,790	890	900
	接種回数	接種費用	接種助成額	自己負担金																	
	1 回目	3,600	2,100	1,500																	
	2 回目：医療機関が同じとき	2,550	1,050	1,500																	
2 回目：医療機関が違うとき	3,600	2,100	1,500																		
予診のみ	1,790	890	900																		
※生活保護受給者等の自己負担額は全額免除																					
(2) 高齢者インフルエンザ予防接種事業																					
ア. 対象者 高齢者（65 歳以上及び 60 歳から 65 歳未満で心臓・じん臓・呼吸器・免疫障がいがある身体障害者手帳 1 級相当の者（約 200 人））																					
イ. 接種費用・接種助成額・自己負担金 （平成 22 年 3 月の三者協により決定済）																					
<table><tr><th>接種回数</th><th>接種費用</th><th>接種助成額</th><th>自己負担金</th></tr><tr><td>1 回</td><td>4,470</td><td>2,270</td><td>2,200</td></tr></table>	接種回数	接種費用	接種助成額	自己負担金	1 回	4,470	2,270	2,200													
接種回数	接種費用	接種助成額	自己負担金																		
1 回	4,470	2,270	2,200																		
※生活保護受給者等の自己負担額は全額免除																					
3 接種期間・区民への周知 新臨時接種公費負担は今年度限りの措置である。接種期間は、高齢者インフルエンザ予防接種事業を含め 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとなる。区民への周知はあだち広報、区のホームページ、ちらし等により行う。																					

平成 22 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 22 年 11 月 9 日

件 名	フッ化物洗口推進事業の実施について																		
所 管 部 課	衛生部足立保健所健康づくり課																		
内 容	区民の健康づくりの一環として「健康あだち 21 行動計画」に基づき、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに沿った歯科保健に関する相談、健診、健康教育等を実施して 8020 運動の普及に努めている。 こうした中、乳歯および幼若永久歯のむし歯予防に効果的であるフッ化物洗口を小学校等で集団的に実施することにより、むし歯予防を積極的に推進し、個人のみならず地域における歯科保健水準の向上を図るためモデル事業として実施する。 記 1 実施対象 1) 小学校 花畑第一小学校（全学年） 2) 幼稚園 私立杉の子幼稚園（4～5 歳児） 3) 保育園 花畑、保木間保育園（4～5 歳児） 2 実施内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th><th>実施回数</th><th>フッ化物濃度 (溶液濃度)</th><th>1 回あたりの 洗口液量</th><th>1 回あたりの 洗口時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育園 幼稚園</td><td>週 5 回</td><td>250 ppm (0.05%)</td><td>5 ml</td><td>30 秒</td></tr> <tr> <td>小学校</td><td>週 1 回</td><td>900 ppm (0.2%)</td><td>10 ml</td><td>1 分</td></tr> </tbody> </table> 3 調整連絡会の設置 当該事業をより円滑に進めるため、学識経験者等を含めた調整連絡会を設置した。 4 スケジュール 9 月 第 1 回調整連絡会 10 月～11 月 小学校、幼稚園、保育園職員への説明 児童、園児の保護者への説明会の実施、希望調査の実施 12 月 実施指導、試行の実施 1 月 事業開始（24 年度まで実施予定）				対 象	実施回数	フッ化物濃度 (溶液濃度)	1 回あたりの 洗口液量	1 回あたりの 洗口時間	保育園 幼稚園	週 5 回	250 ppm (0.05%)	5 ml	30 秒	小学校	週 1 回	900 ppm (0.2%)	10 ml	1 分
対 象	実施回数	フッ化物濃度 (溶液濃度)	1 回あたりの 洗口液量	1 回あたりの 洗口時間															
保育園 幼稚園	週 5 回	250 ppm (0.05%)	5 ml	30 秒															
小学校	週 1 回	900 ppm (0.2%)	10 ml	1 分															

平成 22 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 22 年 11 月 9 日

件 名	足立区立認定こども園の設置について
所 管 部 課	子ども家庭部子ども家庭課・保育課 教育委員会学校教育部教育改革推進課
内 容	当区では平成 16 年度におおやた幼保園を開設し、幼稚園と保育園を一体的に運用する先駆的な取り組みを進めている。 国においては、幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い幼児教育と保育をともに提供する幼保一元化施設「こども園（仮称）」の平成 25 年度開設に向けて検討を始めている。 そこで、幼稚園と保育園の機能統合、幼児教育から小学校教育への滑らかな接続、保育ニーズに応じた保育時間の確保等を図るために、区立幼稚園と区立保育園による区立認定こども園を設置する。 1 認定こども園の概要 (1) 認定こども園へ移行する園 ①元宿幼稚園と元町保育園 ②鹿浜幼稚園と鹿浜保育園 ※おおやた幼保園は、同時期に認定こども園へ移行する。 (2) 開設年月日 平成 24 年 4 月 1 日 (3) 園児クラス及び定員の考え方 ① 1～3 歳児は保育園と同様に長時間保育（保育に欠ける子）のみ 1～3 歳児定員は、基本的に現行定員をベースに考えているが、4・5 歳児が保育園舎を使用しないことから、1～3 歳児の定員増について今後検討していく。 ② 4・5 歳児は長時間保育と短時間保育の混合 4 歳児 25 名×2 クラス 5 歳児 25 名×2 クラス を想定している。 (4) 使用園舎 ①保育園舎…1～3 歳児 ②幼稚園舎…4・5 歳児 (5) 保育時間 ① 1～3 歳児…月曜日～土曜日、7：30～18：30 ② 4・5 歳児…長時間保育：月曜日～土曜日、7：30～18：30 短時間保育：月曜日～金曜日、9：00～14：00 ※短時間保育を対象に預かり保育（17 時まで）を実施する。 (6) 保育料 ①長時間保育…認可保育園に準ずる。 ②短時間保育…区立幼稚園の保育料をもとに、給食費等を含めて算定する。 預かり保育料については、別料金とする。 (7) 施設改修 4・5 歳児に給食を提供するため、幼稚園舎に調理室を設ける。

2 区立認定こども園における研究

足立区の就学前教育のレベルアップを図るために、区立認定こども園において、次のテーマ（案）を設定して研究に取り組み、その成果を広く区内の公立幼稚園・保育園に提供する。

(1) 3園の共通テーマ（案）

学習へつながる基礎・基本の態度の育成

(2) 各園の研究テーマ（案）

①元宿幼稚園と元町保育園

大学との連携による新たなプログラムの開発（例：科学する心を育む）

②鹿浜幼稚園と鹿浜保育園

北鹿浜小学校との連携交流の深化による接続期プログラムの開発

③おおやた幼保園

1歳から就学前までの一貫した保育・教育プログラムの開発

3 スケジュール

8月10日

教育委員会報告

8月中旬～下旬

区議会 各委員会報告

9月上旬～中旬

幼稚園・保育園 保護者説明会及び地域説明会

平成23年度夏休み

幼稚園舎改修工事

平成 22 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 22 年 11 月 9 日

件 名	足立区緊急待機児童対策基金の設置について
所 管 部 課	子ども家庭部子ども家庭課 ・ 区民部住区推進課
内 容	待機児童対策を推進するため、足立区緊急待機児童対策基金条例を下記のとおり制定したので報告する。 記 1 制定の理由 緊急待機児童対策に要する基盤整備及び施設整備に対応するため、地方自治法第 241 条の規定により、基金を創設する。 地方自治法第 241 条（抄） 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。 2 条例の概要 待機児童解消に要する保育施設及び学童保育室の整備に係る資金に充てる基金を設置する。なお、この基金は近年増加している待機児童対策のために緊急的に創設するものであり、平成 27 年 3 月 31 日までを設置期間とするものである。 3 積立額 600,360 千円（基金利子 360 千円を含む）

平成 22 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 22 年 11 月 9 日

件 名	「子育てなびフェスタ」の実施について
所 管 部 課	子ども家庭部子ども家庭課・保育課
内 容	未就学児とその保護者を主な対象として、遊ぶ・聴く・学ぶをコンセプトに、各種イベントと展示を「子育てなびフェスタ」という統一テーマのもと、下記のとおり開催する。 記 (1) 「第 8 回ふれあいキッズフェスティバル」 「遊びは育ちのエネルギー」をテーマに、成長に合わせた遊びを親子で一緒に体験する。 開催日時 1 月 16 日 (日) 11 時～13 時 30 分 会 場 庁舎ホール及び区民ロビー (2) 「本・音 (ほんね) で子育て」～絵本と音楽で子どもは伸びる～ 「クラシック音楽」と「絵本の読み聞かせ」の構成にて、親子で鑑賞し楽しむ。 開催日時 1 月 23 日 (日) 13 時 30 分～15 時 10 分 会 場 庁舎ホール (定員 350 名) (3) 「たくましい子に育てよう！」～脳トレの川島教授特別授業～ 第一部は川島教授が、「子どもの生活リズムの大切さ」を演題に、子育て中の親を対象に講演を行う。 第二部は、コーディネーショントレーニングモデル図による実践報告や、家庭でできるトレーニングの紹介を行う。 開催日時 1 月 29 日 (土) 13 時～16 時 会 場 庁舎ホール (定員 350 名) (4) 主な展示 (12 月 21 日～2 月 4 日) ・園児による「あだち朝ごはんの絵」展覧会 (12/21～1/11) ・おいしい給食の取組み紹介 (1/8～18) ・児童館の紹介 (1/8～18) ・パークエンジェルの活動紹介 (1/15～23) ・こども家庭支援センターの事業紹介 (1/19～26) ※「子育て相談コーナー」も開設 (1/19～26) ・生活リズム取組み効果パネル展示 (1/24～2/4)

平成 22 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 22 年 11 月 9 日

件 名	区立上沼田保育園、区立第二上沼田保育園統合園の開設について																																					
所 管 部 課	子ども家庭部保育課・副参事（待機児童対策）																																					
内 容	区立上沼田保育園と区立第二上沼田保育園の統合園を下記のとおり開設するので報告する。 記 1 統合園名称及び住所 ・名称：足立区立上沼田保育園 ・住所：足立区江北四丁目17番20-101号 2 開園日 平成22年12月1日 ※在園児の保育は11月29日から新園舎で行う。 3 認可定員数 <table><tr><td></td><td>0歳</td><td>1歳</td><td>2歳</td><td>3歳</td><td>4歳</td><td>5歳</td><td>合計</td></tr><tr><td>認可定数</td><td>12</td><td>15</td><td>22</td><td>24</td><td>29</td><td>29</td><td>131</td></tr></table> ※参考（現員数） <table><tr><td>上沼田</td><td>—</td><td>7</td><td>10</td><td>10</td><td>20</td><td>47</td></tr><tr><td>第二上沼田</td><td>—</td><td>8</td><td>11</td><td>12</td><td>36</td><td>67</td></tr><tr><td>合 計</td><td>—</td><td>15</td><td>21</td><td>22</td><td>56</td><td>114</td></tr></table> 4 統合園における特別保育等の実施 （1）0歳児保育：平成22年12月1日から実施し23年度から産休明けにも対応する。 （2）延長保育：平成22年12月1日から実施する。 （3）一時保育：継続実施する。 （4）子育てサロンの設置：平成23年2月下旬開設予定 5 入園募集 （1）平成22年12月1日付の入園募集は、在園児が新たな環境に馴染むことに配慮して、0歳児6名のみとする。 （2）あだち広報10月10日号で周知 6 園舎の公開 （1）議会・地域・一般向け 平成22年11月25日（木）午前10時～12時 （2）保護者向け 平成22年11月28日（日）午後 2時～ 4時 ※11月25日は保護者も参加可能		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	認可定数	12	15	22	24	29	29	131	上沼田	—	7	10	10	20	47	第二上沼田	—	8	11	12	36	67	合 計	—	15	21	22	56	114
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計																															
認可定数	12	15	22	24	29	29	131																															
上沼田	—	7	10	10	20	47																																
第二上沼田	—	8	11	12	36	67																																
合 計	—	15	21	22	56	114																																

平成 22 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 22 年 11 月 9 日

件 名	新田地区における子育て支援策について
所 管 部 課	子ども家庭部子ども家庭課・保育課・副参事（待機児童対策）
内 容	新田地区におけるファミリー層の転入に伴い、下記の事業に取り組むこととしたので報告する。 記 1 キッズルームの設置・活用 UR都市機構が、賃貸住宅四番街に「キッズルーム」を開設し、URが選定する事業者が次のサービスを提供し、区は当該サービスを支援する。 (1) 子育て世代の交流、情報収集と提供、子育て相談の場として親子広場を設けるとともに、一時保育を実施する。 (区の役割) 親子教室等の開催にあたり講師謝礼等の一部について補助を行う。また、子育て支援アドバイザーを週 1 回程度派遣する。 (2) 周辺の幼稚園と連携し、園バスで通園する児童の預かり保育を行う「送迎ステーション」を実施する。 (区の役割) 新田地区をモデルケースと位置付けて送迎ステーション運営経費の一部について補助を行う。 (3) 「キッズルームアドバイザー（仮称）」を設置する。 (区の役割) URが設置するものであり、区としての支援は予定していない。 2 家庭福祉員等によるグループ保育のモデル実施 UR住宅の 2 住戸を活用し、0～2 歳児を対象としてグループ保育を実施する。 (1) グループの構成及び保育定員 ア 施設長 1・保育従事者 1・補助者 1 名以上 保育定員 6 名 イ 施設長 1・保育従事者 2・補助者 1 名以上 保育定員 9 名 (2) 受託日時・保育料・補助金等 家庭福祉員制度を準用する。 (3) 区の指導監督 指導監督基準を定めて指導する。 3 新田まちづくり事務所跡地での保育施設の建設 (1) 名称（仮称） 新田 3 丁目保育園 (2) 場所 新田 3 丁目 14 番 (3) 施設概要 公設認可外保育施設 (4) 受託児童 1 才から 5 才で 60 名程度 (5) 建設手法 公設・プレハブリース等による建設 (6) 開設予定時期 平成 23 年 7 月（予定） 4 新田さくら保育園の定員枠の拡大 新田さくら保育園の対象年齢を次のとおり拡大する。 (1) 現状 ア 対象年齢 0 歳から 2 歳まで イ 定 員 0 歳：6 名 1 歳：10 名 2 歳：13 名 (2) 拡大の対象 ・対象年齢と定員 3 歳 13 名（23 年度より受け入れ開始） 4 歳 13 名（24 年度より受け入れ開始） 5 歳 13 名（25 年度より受け入れ開始）

平成 22 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 22 年 11 月 9 日

件 名	認証保育所等の整備進捗状況について																					
所 管 部 課	子ども家庭部保育課・副参事（待機児童対策）																					
内 容	認証保育所等の整備進捗状況について、下記のとおり報告する。 記 1 東京都認証保育所（A型） （1）第1回目募集・・・3か所 平成22年8月24日付で東京都福祉保健局少子社会対策部に推薦書を提出 <table><tr><td>場 所</td><td>定数見込み</td><td>開設予定</td></tr><tr><td>綾瀬3丁目</td><td>30 名</td><td>23年2月</td></tr><tr><td>栗原1丁目</td><td>30 名</td><td>23年3月</td></tr><tr><td>六町4丁目</td><td>29 名</td><td>23年3月以降</td></tr></table> （2）足立区認定保育室からの移行予定 ア 移行数 1か所 イ 予定地区及び進捗状況 梅田8丁目 23年4月移転に向け調整中 2 足立区小規模保育室 （1）第1回目募集・・・1か所 場 所 西竹の塚1丁目17番17号 名 称 ぱんだ保育園西竹の塚園 定員数 19名 開設時期 11月1日 （2）要綱改正の主な内容（10月1日実施） ア 区補助金 ・時間数による段階制を廃止 ・保育室定員数分を上限に交付 イ 空き保育時間の効率的な活用 ウ 一時保育に係る補助（月額15,000円）の創設 等 （3）第2回目募集 募集開始時期 10月18日 ・ 応募締め切り 11月12日 募集施設数 5か所程度 3 UR都市機構新田ハートアイランド地区でのグループ保育室の開業 募集時期：8月下旬から9月中旬、応募数：3 <table><tr><td>グループ</td><td>定員数</td><td>開設予定</td></tr><tr><td>A</td><td>6 名</td><td>22年12月</td></tr><tr><td>B</td><td>9 名</td><td>23年3月</td></tr></table>	場 所	定数見込み	開設予定	綾瀬3丁目	30 名	23年2月	栗原1丁目	30 名	23年3月	六町4丁目	29 名	23年3月以降	グループ	定員数	開設予定	A	6 名	22年12月	B	9 名	23年3月
場 所	定数見込み	開設予定																				
綾瀬3丁目	30 名	23年2月																				
栗原1丁目	30 名	23年3月																				
六町4丁目	29 名	23年3月以降																				
グループ	定員数	開設予定																				
A	6 名	22年12月																				
B	9 名	23年3月																				

平成 22 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 22 年 11 月 9 日

件 名	保育の実施基準表の一部改正について
所 管 部 課	子ども家庭部保育課・副参事（待機児童対策）
内 容	「足立区保育所入所実施要綱の別表（足立区保育の実施基準表）」の一部を下記のとおり改正したので報告する。 記 1 改正理由 1 日 8 時間以上の就労を常態としている保護者の基準指数を改定することにより、フルタイム就労世帯の待機児童解消を図る。 2 改正内容 「足立区保育の実施基準表」番号 1 「自宅外労働 外勤・自宅外自営 月 20 日以上、1 日 8 時間以上の就労を常態」の基準指数について 20 から 23 に改正する。 同基準表番号 2 「自宅内労働自宅内自営 月 20 日以上、1 日 8 時間以上の就労を常態」の基準指数について 19 から 22 に改正する。（別紙参照） 3 施行年月日 この要綱は、平成 22 年 11 月 1 日より施行する。 （経過措置） 改正後の別表の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後の保育所への入所に係る申し込みから適用し、同日前の入所に係る申し込みについては、なお従前の例による。

足立区保育の実施基準表（一部抜粋）

（実施基準指数および調整指数は、申込時点を基準日とする）

平成22年11月1日施行

保護者の状況（同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合）			基準指数	実期	施間
番号	類型	細目	基準指数		
1	自宅外労働	外勤	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	23	最長 就学前まで
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	18	
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	16	
		自宅外	月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18	
		自営	〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16	
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	14	
			月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	16	
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	14	
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	12	
			その他の外勤	10	
2	自宅内労働	自宅内	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	22	最長 就学前まで
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	17	
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	15	
		自宅内	月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	17	
		自営	〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	15	
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	13	
			月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	15	
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	13	
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	11	
			その他の自営	9	
	内職		月16日以上1日8時間以上月収5万円以上の就労を常態	14	
			月12日以上1日4時間以上月収3万円以上の就労を常態	12	
			その他の内職	8	

平成 22 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

平成 22 年 11 月 9 日

件 名	児童虐待防止推進月間事業について										
所 管 部 課	子ども家庭部こども家庭支援センター										
内 容	子どもの命が奪われる児童虐待事件が相次ぐ中、区民の関心をさらに高めるため、11月の児童虐待防止月間を中心に区民向け啓発を下記のとおり実施した。 (記録映画上映会については11/26に実施予定) 記 【児童虐待防止月間事業一覧】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th><th>事業名・開催日時・内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月8日(金) 午後2時～</td><td>「養育家庭体験発表会」(東京都と共催) こども家庭支援センター別館 地域活動室1 定員50人 養育家庭を増やすために、里親及び里子の方々の体験発表を実施する。 ※「養育家庭パネル展示」9/28～10/6 庁舎アトリウム</td></tr> <tr> <td>10月31日(日) 午後1時30分～2時30分</td><td>「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン イン あだち」 北千住駅・西新井駅・綾瀬駅頭にて、東京未来大学の学生を中心に児童虐待予防のちらしとオレンジリボンを配布する。</td></tr> <tr> <td>11月6日(土) 午後1時30分～3時30分</td><td>東京未来大学生企画シンポジウム 「子ども虐待をなくすために、社会は何をすべきか？」 会場：東京未来大308号室 定員200人 主催：東京未来大学 府川ゼミ 後援：こども家庭支援センター</td></tr> <tr> <td>11月26日(金) 午後2時開演～4時30分</td><td>記録映画上映会 「葦牙(あしかび)ー子どもが拓く未来」 ーみちのくの児童養護施設の記録ー 足立区役所 庁舎ホール 定員300人 児童虐待を受けた子どもたちが心に深い傷を負いながら、児童養護施設での生活を通じて未来を拓いていく記録映画</td></tr> </tbody> </table> (周知方法) ○広報・PRは「あだち広報」9月25日号・10月25日号および区のホームページに掲載。 ○足立区要保護児童対策地域協議会構成機関、会員に周知。 ○風の子メールにて会員に周知。	実施日	事業名・開催日時・内容	10月8日(金) 午後2時～	「養育家庭体験発表会」(東京都と共催) こども家庭支援センター別館 地域活動室1 定員50人 養育家庭を増やすために、里親及び里子の方々の体験発表を実施する。 ※「養育家庭パネル展示」9/28～10/6 庁舎アトリウム	10月31日(日) 午後1時30分～2時30分	「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン イン あだち」 北千住駅・西新井駅・綾瀬駅頭にて、東京未来大学の学生を中心に児童虐待予防のちらしとオレンジリボンを配布する。	11月6日(土) 午後1時30分～3時30分	東京未来大学生企画シンポジウム 「子ども虐待をなくすために、社会は何をすべきか？」 会場：東京未来大308号室 定員200人 主催：東京未来大学 府川ゼミ 後援：こども家庭支援センター	11月26日(金) 午後2時開演～4時30分	記録映画上映会 「葦牙(あしかび)ー子どもが拓く未来」 ーみちのくの児童養護施設の記録ー 足立区役所 庁舎ホール 定員300人 児童虐待を受けた子どもたちが心に深い傷を負いながら、児童養護施設での生活を通じて未来を拓いていく記録映画
実施日	事業名・開催日時・内容										
10月8日(金) 午後2時～	「養育家庭体験発表会」(東京都と共催) こども家庭支援センター別館 地域活動室1 定員50人 養育家庭を増やすために、里親及び里子の方々の体験発表を実施する。 ※「養育家庭パネル展示」9/28～10/6 庁舎アトリウム										
10月31日(日) 午後1時30分～2時30分	「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン イン あだち」 北千住駅・西新井駅・綾瀬駅頭にて、東京未来大学の学生を中心に児童虐待予防のちらしとオレンジリボンを配布する。										
11月6日(土) 午後1時30分～3時30分	東京未来大学生企画シンポジウム 「子ども虐待をなくすために、社会は何をすべきか？」 会場：東京未来大308号室 定員200人 主催：東京未来大学 府川ゼミ 後援：こども家庭支援センター										
11月26日(金) 午後2時開演～4時30分	記録映画上映会 「葦牙(あしかび)ー子どもが拓く未来」 ーみちのくの児童養護施設の記録ー 足立区役所 庁舎ホール 定員300人 児童虐待を受けた子どもたちが心に深い傷を負いながら、児童養護施設での生活を通じて未来を拓いていく記録映画										

平成 22 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 22 年 11 月 9 日

件 名	今後の公立保育園の民営化について
所 管 部 課	子ども家庭部保育課・副参事（待機児童対策）
内 容	公立保育園の民営化について、別紙のとおり予定することとしたので報告する。

今後の公立保育園の民営化について

1 これまでの公立認可保育園の民営化

女性のライフスタイルの変化や長引く経済不況などにより、保育ニーズはますます多様化しています。今後も働く女性の増大が見込まれる中で、延長保育・産休明け保育・一時保育などの保育サービスが求められるようになっていきます。こうした需要に応えていくために民間活力を積極的に活用して、保育サービスの充実を図っていくことが区立保育園の民営化のねらいです。

足立区では多様な保育サービスを供給し、区民のニーズに応えるため、公立保育園の民営化を推進してきました。また、実施に当たっては、将来的にも保育需要が多く見込める地域を重点的に、既存の公立保育園の計画的な民営化を進めてきました。その結果、平成22年までに14園が民営化・指定管理者化され、平成26年度末には公立直営保育園は41園、公設民営保育園11園、私立保育園が40園となる予定です。

また、公立保育園を民営化し、保育サービスの充実をさせつつも、コスト削減がされてきています。その財源を別の子育て支援施策や近年の待機児童対策に力を注いでまいりました。



2 今後の公立保育園の民営化

現在、足立区では就学前児童数がピークを迎えようとしています。その中で、保育ニーズの多様化に伴い、保育サービスの質的充実と量的拡充は不可欠なものとなっています。今後の公立保育園の民営化を進めるにあたっては、平成15年に示した民営園選定方針を継承して、将来的にも保育需要が多く見込める地域として、今後の3年間で次の6園を民営化予定園として進めることとします。

年 度	園 名	園 名	備 考
27年	東谷中保育園	東栗原保育園	
28年	興本保育園	竹の塚北保育園	
29年	五反野保育園	西新井保育園	

3 これからの課題

少子化が進むといわれ、平成24年から平成27年をピークに足立区の就学前人口も減少すると推計されています。地域における人口の流動性が高まっており、将来的な保育需要の低下に対応させる必要性から、区立直営単独園についても指定管理者制度を選択し、将来的な保育需要の調整を図ることも検討していきます。

さらには、国から「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が示されています。幼稚園、保育所、認定こども園の垣根を取り払い、幼児教育と保育をともに提供するこども園（仮称）に一体化する新システムなど、国の動向を注視しつつ、今後の民営化を検討してまいります。

翔け！
あだちの子ども

子ども施策重点目標（平成23年度～25年度）

検討素材

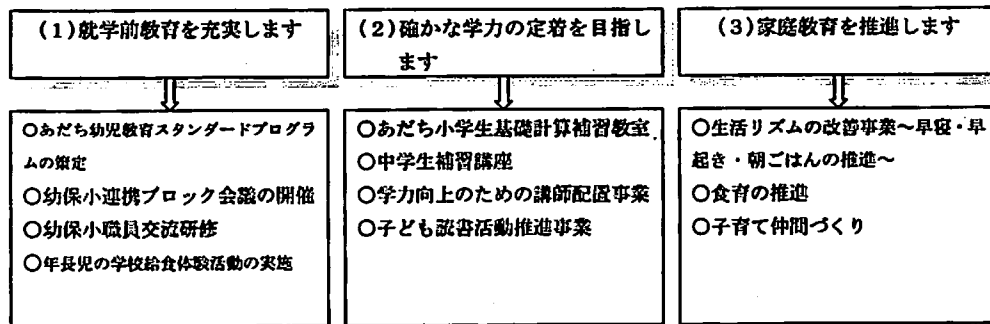
基本理念「たくましく 生き抜く力を 育む」

（重点目標）

1 就学前からの教育の充実を図り、学力の向上を目指す

生涯にわたる発達の基礎を育む幼児教育と家庭教育の充実を図るとともに、幼稚園や保育園での幼児教育と小学校教育との円滑な接続や発達の連続性を培うことにより、学力の向上を目指す

＜重点取り組み＞

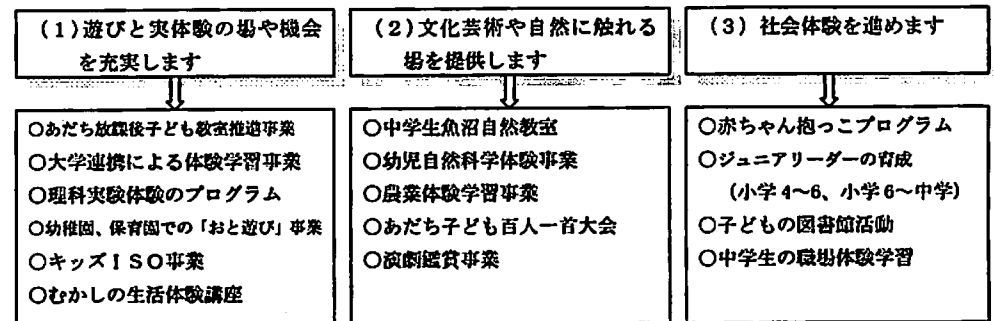


（重点目標）

2 多様な体験の場と機会を提供し、学ぶ意欲を育てる

さまざまな遊びや体験活動は、子どもの社会性を育み、驚き、喜び等の「感情体験の豊かさ」は、子どもの知性を伸ばす。
子どもたちに多様な遊びや体験の場と機会を提供することにより、学ぶ意欲を育てる。

＜重点取り組み＞



（重点目標）

3 心とからだの健やかな成長を支援する

子どもの育ちを支援するとともに、子育ての不安を解消し、安心して成長できる環境を創出する。

＜重点取り組み＞

